

県内で消費を行う観光客の人流データレポート作成業務委託仕様書

※ 本仕様書は、当該業務委託の企画提案募集にあたり、業務の概要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものであり、最終的な業務委託仕様書は、受託者決定後、協議の上、千葉県（以下「県」という。）が作成する。

1 委託業務名

県内で消費を行う観光客の人流データレポート作成業務

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

3 業務目的

クレジットカード決済情報等を活用し、県内観光客（外国人を含む）の属性（どのような人が、どこから来て）や消費動向（どこで、どの程度消費を行ったか）、周遊傾向などの実態を把握する。

4 業務内容

(1) 県内観光客の消費行動に関する調査分析

クレジットカード決済情報等を活用して、本県で消費を行う観光客の消費動向等の分析・調査報告を行うこと。

① 調査対象期間

令和5年1月1日～令和5年12月31日（1年間）

② 対象地域

千葉県

③ 調査対象者

対象期間中に対象地域を訪れ、消費を行った国内観光客及び訪日外国人

※ 県内在住の県内旅行者も含む。

④ 調査項目

対象地域における消費動向等について、クレジットカード決済情報等を活用し、以下の分析軸により分析・調査報告を行うこととする。

（以下、「クレジットカード利用」は「利用」と表記する。）

1. 利用者の属性（国内観光客：性別・年代・居住地・年収、訪日外国人：国籍）
2. 観光消費動向（利用客数、利用件数、利用金額）
3. 利用業種（小売店、宿泊施設、飲食店、レジャー、観光施設、交通機関等）
4. 地点別の利用状況（調査の粒度は、県と相談の上決定すること。）
5. 日別の利用状況
6. 周遊状況（県内及び来県前後の都道府県の傾向を分析すること。）

なお、企画提案時に、取得可能なデータ量とその内容について示すこと。

ただし、最終的に取得するデータ量及びその内容については、県と協議の上決定すること。

⑤ 分析

④に定める調査項目ごとにクロス分析等を行い、以下の傾向を把握すること。

- ・高額消費者の属性の違いによる消費傾向
- ・高額消費者の周遊傾向
- ・その他、高額消費者に見られる特徴的な傾向 等
- ・上記傾向について、高額消費者以外の一般の消費者との違い

※ 高額消費の定義は、県と相談の上決定すること

受託者は、上記クロス分析等の、詳細な手法を企画提案書に具体的に記載し提案すること。

④に定める調査項目のほかに、業務目的の達成に効果的な項目等があれば、企画提案書に具体的に記載し提案すること。ただし、追加提案は必須ではない。

受託者は、分析に必要なデータがそろった段階で、分析方針について県と協議し、調査項目と分析手法について県から了承を得てから実施すること。

また、分析を行う過程で、業務目的を達成するのに必要であると判断される追加分析項目等が出てきた場合は、県と協議の上、可能な限り実施すること。

なお、当該追加分析項目等の提案は、県及び受託者の双方ができるものとする。

(2) 調査報告

委託期間内に(1)の調査分析結果をもとに、下記調査分析報告を行うこと。

報告書の作成にあたっては、以下の条件を網羅すること。

- ・高額消費者の特徴を分析し、まとめること。また、高額消費者以外の一般旅行者の消費傾向等と比較した分析結果を提出すること。
- ・本調査分析により明らかになった情報は、図表等を積極的に活用した視覚的な分かりやすさを心がけ、本県の観光施策の立案の参考になるような提案も盛り込んだ報告とすること。

(3) 各種記録の作成・提出

実績報告については、紙(カラー印刷)2部及び電子データの提供を行う。

※電子データについては、報告書内に掲載された画像、表、グラフ等のデータ及び各調査の元データについて、提供可能な範囲で提供。

納めるデータの形式は、Microsoft Office2016を搭載したパソコンで、閲覧及び簡易な編集が可能なものとする。

(4) 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- ① 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の2(譲渡権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権・翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を県に無償で譲渡するものとする。
- ② 受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができない。

5 留意事項

- (1) 委託業務の実施に当たっては、県と十分協議し、その指示及び監督を受けなければならない。また、社会状況に変化があった場合には、実施内容について、県と協議の上で実施することとする。
- (2) 委託業務の処理を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 県が天災等により、事業の中止または縮小を決定した場合においては、契約金額の範囲内で、県は、実際に要した経費をもとに受託事業者と協議して取り決めた金額を支払うものとする。
- (6) 委託料については、事業実績等によって減額精算することがある。
- (7) 本仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、県及び受託者は遅滞なく協議を行うものとする。